

# 「勤務時間の振替」週越えしてない？

\*\*\* 学校行事での勤務時間の振替 \*\*\*

\*\*\* 週超えにはペナルティ! \*\*\*

毎年のことながら、学校行事等で勤務の要しない日の振替えが行われますが、振替えにあたっては同一週内において行うことが必要であり、週を超えた振替を行った場合2.5割増の賃金支払い(振替休が無い場合3.5割増)が生じ(労基法第32条・第37条)、沖縄県職員については、「給与条例、時間外勤務手当に関する規則等」で定められています。

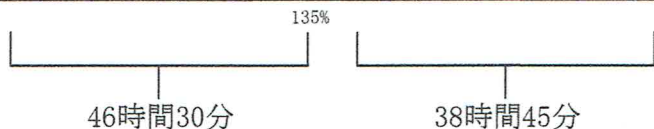
この「ペナルティ」を課すことにより「週40時間」(沖縄県では38時間45分)の原則を順守させようとする法の趣旨を、学校の都合が優先され同一週を超えた振替えが行わることが無いようチェックすることが必要です。  
(なお、教員については「給特法」により、ペナルティは除外されている)

\*\*\* 勤務を要しない日の振替にかかる

時間外勤務手当の取り扱い (例) \*\*\*

(例1) 勤務を要しない日に勤務し、振替を行わなかった場合.....時間外勤務手当(135/10)の支給

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7
	h	h	h	h	h	h		h	h	h	h	h	h
	45	45	45	45	45	45		45	45	45	45	45	45
	s	s	s	s	s	s		s	s	s	s	s	s

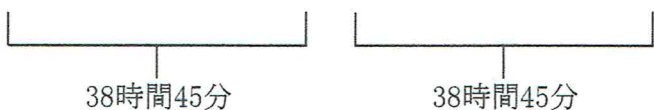


土曜日(勤務を要しない日)に部主催のイベントが予定されているが、勤務を要しない日を別の日に振り替えずにそのまま勤務した場合は、土曜日の7時間45分に対して時間外勤務手当(135/100)が支給される。

(例2) 同一週内で振替を行った場合.....時間外勤務手当の支給なし

振替

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7
	h	h	h	h	h	h		h	h	h	h	h	h
	45	45	45	45	45	45		45	45	45	45	45	45
	s	s	s	s	s	s		s	s	s	s	s	s

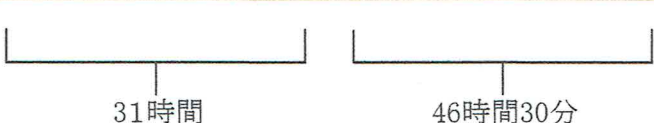


土曜日に課主催のイベントが予定されているので、勤務を要しない日(この場合は土曜日)を金曜日に振り替えた。同一週内の振替には、時間外勤務手当の支給は無い。

(例3) 同一週を超えて振替を行った場合.....時間外勤務手当(25/100)の支給

振替

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7
	h	h	h	h	h	h		h	h	h	h	h	h
	45	45	45	45	45	45		45	45	45	45	45	45
	s	s	s	s	s	s		s	s	s	s	s	s

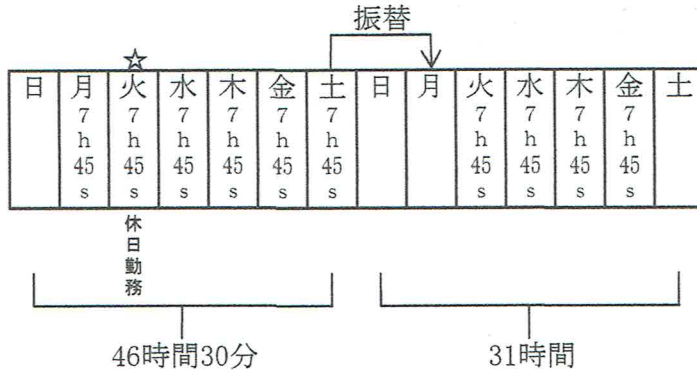


同一週を超える振替の場合で、振替後の週(日曜日~土曜日までの間)の勤務時間が法定労働時間(38時間45分)を超えているので25%の時間外勤務手当を支給。

# 勤務時間の振替例「続き」

※祝祭日(休日)については勤務日と同じであるが、下記(例4)以降の取扱があるので注意!

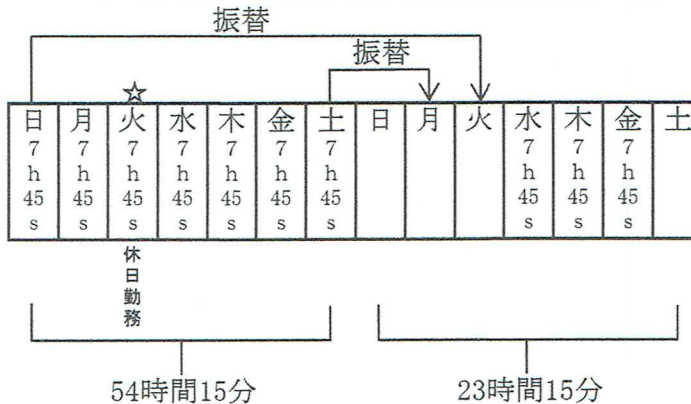
(例4) 休日勤務手当が支給される週に振替えを行った場合  
(時間外勤務手当を支給する必要のない場合の例)



火曜日(休日)の正規の勤務時間には休日勤務手当が支給される。

- ①法定労働時間(38時間45分)
  - ②休日勤務手当支給期間(7時間45分)
  - ③週の実労働時間(46時間30分)
- ① + ② ≥ ③ となり、勤務を要しない日に係る時間外勤務手当の支給の必要はなし。

(例5) 休日勤務手当が支給される週に振替えを行った場合  
(一部時間外勤務手当が支給される場合の例)



火曜日(休日)の正規の勤務時間には休日勤務手当が支給される。

- ①法定労働時間(38時間45分)
  - ②休日勤務手当支給期間(7時間45分)
  - ③週の実労働時間(54時間15分)
- ① + ② < ③ となり、  
③ - (①+②) = 7時間45分については、25%の時間外勤務手当を支給。

\*\*\* 参考 \*\*\*

週の始まり・終わり → 週の始まりは日曜日、週の終わりは土曜日です。

勤務を要しない日の振替え等を行う範囲 → 前4週間・後8週間

時間外勤務時間数は、月の初日から末日までの期間の全時間数により計算する。

改正当時、学校職員に時間外手当の予算が計上されていない為、週概念を「土曜日から日曜日」に変更しますとの通知を某市が行った記憶があるが、今はどうなっているのだろうか？

事務にとっては、振替は教員とは別の日に取った方がいいのかな？ 仕事も進むだろうな？  
でも、そうすると学校の閉庁日ではないので個別に「振替簿」を作成しなければいけない。  
手間がかかるなあ………！

\*\*\* ボーナスカンパのお願い \*\*\*

発行の継続には経費がかかります。ぜひカンパをお願いします。

カンパ先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合